

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出と米価をめぐる闘争

第二節 二五年度産麦の供出闘争

深化した農業恐慌の中にあつて、政府の食糧政策転換は必至とみられ、各農民組織、農業団体は一致して主食統制撤廃絶対反対を叫んで政府に反対して来たのであるが、六月二五日朝鮮事変の突発はこの情勢を一変するかに見え、政府の食糧一割増産計画や外国産食糧輸入確保対策など、いわゆる準戦体制的政策に切りかえられるにいたつた。この転換する情勢の中にあつて麦の供出は当然に撤廃されるどころか逆に強化され、政府は事前割当量八二七万石を決定したが、その後供出補正の知事会議において、各県要求の減額二七〇万石を一三四万石に削減決定し、同時にその補正額と同量の一三四万石の超過供出を決定した。しかも総司令部当局は麦供出の確保についてはあらかじめ強硬な意向を表明しており、政府もこの旨地方機関や農家に訴えた。やがて各地方民事部よりつぎのような『覚書』が各知事宛発せられた。

麦類供出に関する関東地方民事本部覚書

昭和二五年八月七日

一、参照 昭和二五年八月一日付関東民事本部覚書KE四〇

二、前項覚書に関し本年八月二五日までに当民事本部へ提出すべき報告には左記該当項目に関連する報告を必ず記載されたい。各農家に対する最終割当(補正事前割当に超過供出割当を加えたもの)の再割当進捗状況百分率再割当遅延のばあいはこの理由を併記する。知事が決定した一定目標期日並びに目標百分率。

(明細報告)

(一) 関係各課より編成された県単位班が計画達成に必要な人員をもって構成されているかどうか。

(二) 効果ある計画実施を期するため前項各班が特別の区域を受持っているかどうか。(三) 各個々の班に対する作業計画並に方針を立てているかどうか。

(四) 供出を故意に遅延せしむるものと明かに認めらるる地域における各種障害を除去するため何らかの規定をもうけているかどうか。

(五) 供出遅延区域に主力を注ぐために要する資料を毎日提供しうよう報告制度を立てているかどうか。

(六) 国家経済のためには早期供出が緊急であることを農家に周知せしむるに足る十分な啓発的宣伝計画を勘案しているかどうか。

(七) 県委員会類似の郡市町村委員会が麦類供出促進のため設立されているかどうか。

(八) 供出計画樹立にさいし農家をこれに参画せしむるよう規定を設けているかどうか。

か。

(九) 麦類の倉入れを順調に行うため何らかの適当な規定を設けているかどうか。

(一〇) 供出完了の際農家に対する麦類代金の早期支払実施のため何らかの規定をもうけているかどうか。

三、については以上の明細項目につき各知事が自ら注意を払われることをここに期待する。

関東地方民事部本部長歩兵大佐

ジュリアン・デイトン

右の民事本部覚書にしたがい県当局は「緊急供出督励方針」を決定指示したが、それによれば九月一五日までに個人割当をおこない、割当の遅延せるばあいには理由を報告し、一〇月一五日までに完納するよう地方事務所長は督励班をつくり「強力な督励を行うこと」になっている。また「供出また供出も故意に遅延せしむるが如き事実が生じた場合は市、地方事務所長は実情を調査の上これが対策を講ずると共に直ちに知事に報告しその指揮を受くること」「供出促進のため郡市町村に神奈川県麦類緊急供出対策本部に準じた機関を必ず設置し供出督励に当らしむること」などを規定している。

かくて麦供出は強行されたのであるが、農民組織のこれに対する準備と闘争態勢は決して十分なものでなかったことは、昨年来の農民戦線の分裂、運動の全般的沈静の中にあつてはむしろ避けがたいところであつた。しかし補正額と同量の超過供出が決定され、地方によっては自然災害による減収も起り、また何よりも供出能力の低い貧農にとっては絶対的な過重負担となり、いわゆる裸供出、出血供出となつたものも少なからず生じ、期日になつても完納できない貧農と官僚機構とのほげしい対立が生じたのは当然である。しかも事変下の初めての供出として、地方政府当局のあるものは「軍命令」をほのめかし、「食確法」は事実上消滅したかの言明をなすものあり、(栃木県の供麦闘争の事例参照)一種の強権供出的性格をおびて来たのであつた。

農民組織はこれにいかに対処したか。部落における権力との闘争を重視する統一派日農は、たとえば茨城、栃木、山梨等各地で「軍命令による供出」を拒否し、食確法その他にしたがい異議申立てによる負担の合理化を主張する「遵法闘争」から、すすんで供米闘争税金闘争への全面的発展をねらつたが、ほとんど部分的な抵抗に終始せざるをえなかつた。たとえば「強権下の供出」として日農総本部のもつとも典型的なものとなす栃木県南犬飼村の闘争において、日農支部長たる村食糧調整委員長まで「供出命令」に屈服し、村長と共に督励してまわつた事実を自己批判し、また「昨年以來の麦の供出緩和説に従つて、超過供出が強行されるにいたるまで何ら農調委員は勿論、日農に於ても供出に対する対策をとつていながつた。実収量が全然おさえられていないのである。……実収量把握の欠如はおそらく村だけの問題でなく、全県、全国的な傾向だと見てまちがいない。ここに今年度産麦類供出の一特徴がある。日農側においても供出緩和説に安んじて低価格供出の意義をほとんど自らも理解せずこれと闘うべき何らの対策も講じなかつた」と卒直にみとめざるを得ない有様であつた。このことは栃木県のみのものでなく、全国的に見て、もちろん部分的な例外はあつたにしても、確認できることであつて部落を基礎に各級政府機関に大衆動員をかけ、これを基礎に中央における政治的陳情交渉にまで高めるといふことはできなかつた。

日農主体性派においても同様である。ここにおいては、中央農復会議による政治闘争を推進し各団体との協調のもとに對政府接衝はかなり活発に行つてはいるが、しかし中央幹部による交渉が下部の大衆闘争ときりはなされているときは当然に浮き上らざるを得ず、他方闘争の主導権を食調委その他半官的団体の幹部にうばわれる危険もあつたことは否定しえない。

日農統一派本部は八月一〇日供麦闘争方針を決定して県連に通達した。右の通達によれば、

「政府の今次の供出政策の転換はこれを要するに、(イ)低米価政策を更に強化(超過供出報償制はその体系をなさざるところまでくずれ去った)(ロ)植民地的強奪策を米麦中心に強化する(一応の民主的ギソウをとっていた事前割当制—農調委による審議すら廃止しようとしている—広川談)(ハ)日本農業の軍事的植民地的再編成政策の暴力的強行に外ならない」

として、供麦闘争は戦争反対平和ヨーゴ闘争の一環として行わるべきこと、新綱領と方針によって供出闘争を日農組織再編の運動と結びつけて展開すべきことを基本方針としている。さらにその闘争目標を、第一段階としては生産補正をたたかいとること、第二段階として正しい生産補正を基礎に政府補正割当の不当を公認せしめ、さらに第三段階として農家食糧の完全保有を確保すること、となっている。またこれらの闘争はすべて部落、町村の日農組織を中核とし、全部落農民の選出による供出対策委員会等を結成して闘争主体とすべきことが強調されている。

翌一日には静岡、山梨をふくむ関東地方代表者が日農本部に参集して麦類供出協議会を開催し、本部方針の具体化について討議、声明書を発表した。また農林大臣に要請文を提出し、他方農調協委員会に協力を申入れた。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
